⑶　工事場所　神奈川県横浜市港北区綱島東１丁目地内

⑷　工事内容　本工事は、相鉄・東急直通線７㎞669m04～７㎞849m04（延長約180m）間の開削工法による鉄道地下駅新設工事である。（ただし、７㎞832m84～７㎞849m04区間立坑部の掘削、く体構築工事は除く。）

⑸　工期　62か月

⑹　使用する主な資機材

生コンクリート　約15,800㎥

鉄筋　約2,400ｔ

鋼材（鋼製地中連続壁）　約6,780ｔ

鋼材（支保工）　約5,150ｔ

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑼　本工事は、入札及び提出資料を電子入札システムにより実施する対象工事である。

なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。

⑽　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（機構ＨＰ：http://www.jrtt.go.jp/03Tender/tender-keiyakuKitei.html）に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）とする。

２　競争参加資格　本工事の競争参加資格は、次に掲げる条件をすべて満たす者４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成25・26年度工事競争参加資格確認者」のうち「鉄道建設本部東京支社管内（関東）土木」（以下「土木」という。）に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、鉄道建設本部東京支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　構成員のうち代表者は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者であること。また、出資比率が第２位及び第３位の構成員は、客観点数が1,200点以上の者であることとし、出資比率が最下位の構成員は、客観点数が1,000点以上1,200点未満の者であること。

⑷　構成員のうち代表者は、平成10年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象とすることができる。）した次のア及びイの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。

出資比率が第２位及び第３位の構成員は、平成10年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象とすることができる。）した次のイ又はウの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有すること。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。）は、平成10年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象とすることができる。）した次のエの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有すること。

ア　開削工法による掘削深度20m以上の鉄道地下駅新設工事

イ　鋼製地中連続壁工法による、立坑又は開削トンネル新設工事

ウ　地下連続壁工法による開削トンネル新設工事

エ　山留工法で根堀を伴う工事

なお、「トンネル」は鉄道地下駅でも可とする。

⑸　当機構の施工実績がある場合は、機構の土木に係る平成23年度及び平成24年度の工事成績の平均が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑹　施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　構成員のうち代表者は、平成10年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象とすることができる。）した⑷ア及びイの施工経験（掘削施工管理に１年以上従事した者に限る。当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。）を有する者を配置することとする。なお、施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。ただし、アの施工経験を有する者は、本工事の契約期間中専任で配置するものとし、イの施工経験を有する者は、鋼製地中連続壁工の工事の施工期間中のみの専任配置とすることができる。

出資比率が第２位及び第３位の構成員は、平成10年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象とすることができる。）した⑷イ又はウの施工経験（掘削施工管理に６ヶ月以上従事した者に限る。当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10%以上のものに限る。）を有する者を配置することとする。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。）は、⑷エの施工経験を必ずしも必要としない。